

第3次飯塚市総合計画策定基本方針

令和7年8月

飯塚市

第3次飯塚市総合計画策定基本方針

1 策定の趣旨

本市は、2007(平成19)年度に「第1次総合計画(2007(平成19)年度～2016(平成28)年度)」を策定。その後、人口減少と少子高齢化の進展をはじめとする社会情勢の変化の中、将来にわたって持続的に発展し続けることのできる地域の創出を図るため、「第2次総合計画(平成29(2017)年度～令和8(2026)年度)」を策定し、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を都市目標像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

しかしながら、出生率の低下に伴う少子高齢化や人口減少は進行しており、生産年齢人口の減少による税収減や、老年人口比率の増加に伴う社会保障費の増加が見込まれるなど、地方自治体を取り巻く環境は今後もより一層厳しくなることが予想されます。また、これらの環境の変化に加え、予測困難な将来の時代に柔軟に対応できる持続可能なまちづくりの実現に向けた積極的かつ効果的な取り組みが多岐にわたって求められています。

こうした状況を踏まえ、限られた財源を有効かつ効率的に、また、最大の成果を上げるため、長期展望に立ったまちづくりの指針として、「総合計画」を引き続き策定します。なお、策定にあたっては「飯塚市総合計画策定条例」に基づき、その根幹となる基本構想については、議決事件として市議会へ上程します。

2 計画の概要

(1)計画の位置づけ

平成23年5月2日の地方自治法の一部を改正する法律の公布により、市町村の基本構想の策定義務が廃止され、基本構想の策定については市町村の判断に委ねられることとなりましたが、引き続き、まちづくりの指針として策定すべきであることから、「飯塚市総合計画策定条例(平成27年飯塚市条例第1号)」を制定しました。

飯塚市総合計画は、市政運営の総合的指針であり、長期的展望に立ち、目指すべき将来の本市の姿及びまちづくりの方向を示す、本市の行政運営における最上位計画としています。

(2)構成及び期間

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成するものとします。

① 基本構想

長期的展望に立ち、本市が目指すべき将来の姿(都市目標像)及びそれを実現するためのまちづくりの方向性(基本理念)を示すものです。

基本構想の期間は、令和9(2027)年度を初年度とし、令和18(2036)年度までの10年間とします。

また、基本構想については、飯塚市総合計画策定条例第5条に基づき、議会の議決を経るものとします。

② 基本計画

基本構想に基づき、その将来目標を実現するために、市が行おうとする様々な取り組み(施策や事業)を総合的・体系的に取りまとめたものです。施策別に現状や課題、目標などを示すとともに、施策や事業の優先度・重要度およびこれらを点検・評価する際の指標を示すなど、実用的な計画を策定することとします。

基本計画の期間は、基本構想と同じ10年間としますが、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこともあります。

また、本計画における各施策の推進は、SDGsの目標達成に繋がることから、基本計画の各施策とSDGsの目指す17のゴールとの関連性を明示します。

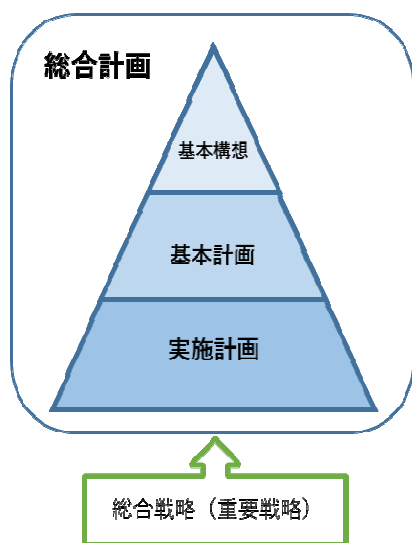
③実施計画(実施3ヶ年計画)

実施計画は、基本計画に定めた様々な施策を、効果的に実施するために個々の事業を示すもので、財源の裏付けを伴う具体的な計画を明示するものです。

実施計画の期間は、3年を基本とし、毎年度見直しを行うローリング方式とします。

【総合計画の構成と期間の概要】

➤ 総合計画の構成



①基本構想

長期的展望に立ち、目指すべき将来の本市の姿及びまちづくりの方向性を示すもの。※計画期間10年(令和9年度～18年度)

②基本計画

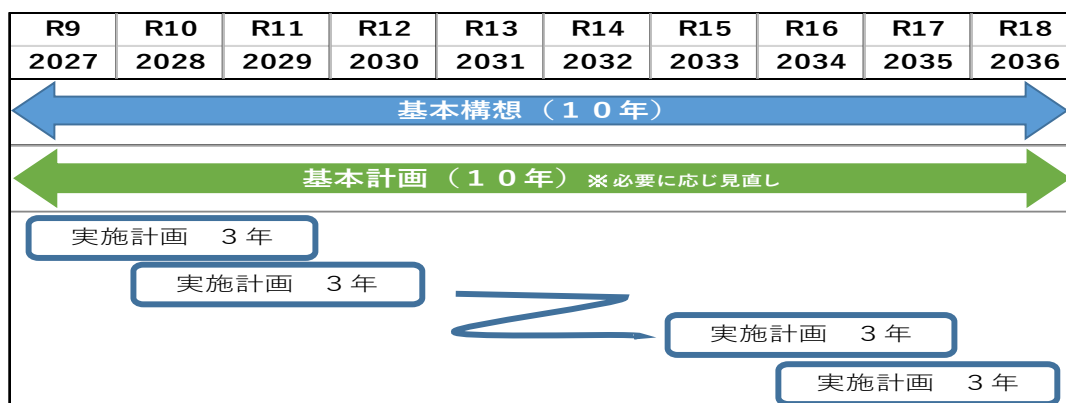
基本構想の実現に向け、基本となる施策とその目標を示すもの。※計画期間10年(令和9年度～18年度) 必要に応じ見直しを行う。

③実施計画

施策を実現するための個別の事業を示すもの。※計画期間3年(毎年度見直しを行うローリング方式)

■ 飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、総合計画の重要戦略と位置づける。

➤ 計画期間



3 計画策定の基本姿勢

(1) 社会情勢の変化に対応した計画

少子高齢化や人口減少の進行などの社会情勢の変化による本市への影響を把握し、本市を取り巻く様々な課題に柔軟に対応できる計画とします。

(2) 市の最上位計画として、持続可能なまちづくりの指針としての計画

将来都市像の実現に向けた「まちづくりの指針」として、各分野の行政計画の最上位に位置し、すべての分野にまたがって横断的に策定される唯一の計画であることから、市の最上位計画として長期展望に立った持続可能なまちづくりの方向性を示すものとします。

(3) 行政経営に活用できる計画

将来世代に健全で持続可能な財政運営を引き継ぐため、また、限られた地域資源で最大の成果を上げるために、経営の視点に立った行財政運営を行う必要があります。そのため、目標の達成状況の把握やこれらを評価・改善することができるように、行政評価と連動した実用的な計画とします。

(4) 地域（市民・各種団体・事業者等）と共有できる計画

総合計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、まちづくりの主体である市民、各種団体や事業者等の地域と行政の共通目標であることが求められます。そのため、まちづくりの目標について具体的な目標や方策等を明確にし、計画の構成や表現にも工夫を凝らすことで、地域共通の経営計画として幅広い層と共有できる分かりやすい計画とします。

4 計画の基本課題

(1) 基本構想（「都市目標像」及び「まちづくりの基本理念」等）の見直しの検討

現計画の基本構想について、長期的・総合的な視点から見直しを行うべきか検討します。

《第2次飯塚市総合計画 基本構想》

▶ 都市目標像

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち
～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～

▶ まちづくりの基本理念

「人権を大切にする市民協働のまち」、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」
「活力とうるおいのあるまち」、「やさしさと豊かな心が育つまち」
「水と緑豊かな快適で住みよいまち」

(2) 基本計画における政策分野及び施策の見直しの検討

基本構想の見直しに合わせ、現在の7つの政策分野及び40の施策の構成について、見直しを行うべきかを検討します。

5 市民参画(市民意見の集約方法)

市民との協働による計画づくりを行うことから、市民の多様な声を的確に把握し、政策に反映していくため、市民、学生、各種団体等からの幅広い年代から多様な意見の聴取に努めます。

①市民意識調査(アンケート)の実施

無作為抽出による市民(6,000人)を対象にアンケートを実施し、市民の意向等を調査し、今後の政策・施策を検討する際の基礎資料として活用します。

②まちづくり協議会や各種団体からの提案

まちづくり協議会や各種団体等に対し、アンケート等を実施し、意見を聴取する。

③市民を対象にした懇談会の実施

幅広い年代の市民を対象にしたワークショップ等を開催し、本市の課題や将来像について、意見や提言を収集し、計画案への反映に努めます。

④市民意見募集

計画策定過程において、計画素案について市民から意見を求め、計画案への反映に努めます。

6 総合計画審議会への諮問

総合計画の策定にあたっては、飯塚市附属機関の設置に関する条例第2条に基づき市長の諮問機関として設置する飯塚市総合計画審議会(以下、審議会)において、飯塚市総合計画策定条例第4条に基づき、基本構想案についての審議・答申を行います。

なお、審議会については、飯塚市総合計画審議会規則に基づき組織及び運営を行うものとし、学識経験者、各種団体等の代表者等25人以内をもって組織するものとします。

7 庁内検討体制

総合計画策定にあたっては、各部及び各課等が主体的に策定する体制のもと、庁内に策定会議等を設置し、策定作業を進めます。

①庁議(最高意思決定機関)

総合計画審議会に対し諮問する総合計画の素案を決定します。

議会に提案する基本構想の最終成案を決定します。

総合計画の最終成案を決定します。

②策定委員会(部長等)

主に庁議に付議する総合計画の素案を策定します。

③策定委員会専門部会(関係課長等)

専門部会を設け、それぞれ関係する担当課長級職員で構成します。主に策定委員会で調査及び検討するための総合計画の素案を作成します。

④課(室)・係

主に総合計画の素案づくりに必要な各種調査及び検討、施策の記述等を行います。

⑤事務局(総務部企画政策室)

主に基礎調査や計画素案の取りまとめ、会議運営、総合調整等を行います。

8 策定期間

令和7年度～令和8年度の2ヵ年で策定します。また、策定作業は別紙スケジュールにより進めます。